

国 の 基 準								あきる野市
	家庭的保育事業	小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）			居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業		
		A（分園型）	B（中間型）	C（家庭的保育室）		定員20人以上	定員19人以下	
職員数 （従）	【0～2歳児】 3：1 ※乳幼児3人につき職員1人を配置する。 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1 ※上記により算出した人数に1を加えた人数		【0～2歳児】 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	【0～2歳児】 1：1	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1 ※常時2人以上が必要	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1 ※上記により算出した人数に1を加えた人数	国基準どおり
保育従事者 （従）	家庭的保育者 （+家庭的保育補助者） ※家庭的保育者 必要な研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ※家庭的保育補助者 必要な研修を終了し、市長が認める者	保育士 ※保健師または看護師を1人に限り保育士としてカウント可	保育士 ※保育士割合は1／2以上 ※保健師または看護師を1人に限り保育士としてカウント可	家庭的保育者 （+家庭的保育補助者）		保育士	保育士 ※保育士割合は1／2以上 ※保健師または看護師を1人に限り保育士としてカウント可	国基準どおり
保育室等 （参）	保育を行う専用の部屋 ※乳幼児1人につき 3.3㎡ ※部屋自体は9.9㎡以上設けること。	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室（1人3.3㎡）		【2歳児】 保育室（1人3.3㎡）		【0・1歳児】 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室 （1人3.3㎡）	【2歳児】 保育室（1人1.98㎡）	国基準どおり
屋外遊技場 （参）	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可） 2歳児1人につき3.3㎡以上	屋外遊技場（付近の代替地可） 2歳児1人につき3.3㎡以上				屋外遊技場（付近の代替地可） 2歳児1人につき3.3㎡以上		国基準どおり

凡例 （従）は従うべき基準、（参）は参酌すべき基準。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）（案）

給食（参）	<方法>自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）	<方法>自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）		<方法>自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）	国基準どおり
	<設備>調理設備（経過措置あり） ※外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。	<設備>調理設備（経過措置あり。） ※外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。		<設備>調理室（経過措置あり） <設備>調理設備（経過措置あり）	国基準どおり
調理員に係る部分のみ（従）	<職員>調理員（経過措置あり。） 調理業務に従事する調理員を置かなければならない。（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）	<職員>調理員（経過措置あり。） 調理業務に従事する調理員を置かなければならない。（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）		<職員>調理員（経過措置あり） 調理業務に従事する調理員を置かなければならない。（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）	国基準どおり
耐火基準（参）		建築基準法による規制に上乘せあり。 ※保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であること。 ※その他に保育室が設けられている階に応じた各種設備が必要になる。		建築基準法による規制に上乘せあり ※保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であること。 ※その他に保育室が設けられている階に応じた各種設備が必要になる。	国基準どおり
連携施設（参）	連携施設の設定が必要（経過措置あり） 【連携内容】 「保育内容の支援」「卒園後の受け皿」「代替保育の提供」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所	連携施設の設定が必要（経過措置あり。） 【連携内容】 「保育内容の支援」「卒園後の受け皿」「代替保育の提供」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所	設定は一律には求めないが、障害疾病等の個別ケアを要する児童については、バックアップ等の形で必ず設定を求める。 (例：医療機関等)	連携施設の設定が必要（経過措置あり） 【連携内容】 「保育内容の支援（19人以下の場合は設定を求める。）」 「卒園後の受け皿」 「代替保育の提供（19人以下の場合は設定を求める。）」 【連携施設】認定こども園、幼稚園、保育所	国基準どおり
嘱託医（参）	嘱託医	嘱託医		嘱託医	国基準どおり
地域枠の設定（参）				地域枠は、定員60人以下の施設では、定員の「4分の1～3分の1」の範囲で、認可権を持つ市町村が状況に応じて設定できるようにする。61人以上の施設は、一律「20人以上」と定める。ただし、地域枠に空きが出た場合は、従業員に割り当てられるようにする。	地域の子どもの受入れ枠を確保するとともに、既存施設からの移行を促進する観点から、国基準を踏まえ、下限である4分の1以上とする。

凡例 (従)は従うべき基準、(参)は参酌すべき基準。